

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 九州ふそうビプロスと労働者代表 架装部 橋本俊輔は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、期間を定めないで雇用される派遣労働者及び60歳を超える有期雇用の派遣労働者（以下、「対象従業員」という。）に適用する。

2 株式会社 九州ふそうビプロスは、対象の従業員について、一の労働契約の契約期間中に特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

- （1） 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（以下、通達という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」によるものとする。
- （2） 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。
- （3） 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表に定める額に5%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。
- （4） 地域調整については、通達に定める「地域指数」により調整する。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

- （1） 別表1、別表2、別表3の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- （2） 第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇給額を増額し支給する。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第42条及び賃金規則により、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、社員就業規則第42条および賃金規則により、通勤に要する実費

に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当は、別表1、別表2、別表3に定める額の5%の額を前払い退職金として支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第8条 対象従業員の賃金の決定は、年末賞与支給時の人事考課票による勤務評価を流用し支給する。

A：極めて優秀	110%
B：優秀（期待以上であった）	105%
C：標準（期待通りであった）	100%
D：やや劣る（期待以下であった）	95%
E：劣る	90%

（賃金以外の待遇）

第9条 対象従業員の教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

（教育訓練）

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までの1年間とする。

2025年4月1日

株式会社 九州ふそうビプロス
代表取締役 青木 正



株式会社 九州ふそうビプロス
労働者代表

架装部 橋本俊輔



(別表1)

同種の業務（一般事務）に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
（基本給及び賞与等の関係）

（ 令和6年8月27日付 職発0827第1号 厚生労働省職業安定局長通達 別添2を使用 ）

(円)							
03401 一般事務	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	基準値(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
	1,082	1,255	1,345	1,374	1,439	1,617	1,940
地域調整(福岡) 95.9	1,038	1,204	1,290	1,318	1,381	1,551	1,861
退職金(5%)上乗せ後	1,090	1,265	1,355	1,384	1,451	1,629	1,955
地域調整(佐賀) 88.5	958	1,111	1,191	1,216	1,274	1,432	1,717
退職金(5%)上乗せ後	1,006	1,167	1,251	1,277	1,338	1,504	1,803
地域調整(長崎) 86.7	939	1,089	1,167	1,192	1,248	1,402	1,682
退職金(5%)上乗せ後	986	1,144	1,226	1,252	1,311	1,473	1,767
地域調整(大分) 90.5	980	1,136	1,218	1,244	1,303	1,464	1,756
退職金(5%)上乗せ後	1,029	1,193	1,279	1,307	1,369	1,538	1,844
地域調整(熊本) 89.6	970	1,125	1,206	1,232	1,290	1,449	1,739
退職金(5%)上乗せ後	1,019	1,182	1,267	1,294	1,355	1,522	1,826
地域調整(宮崎) 86.3	934	1,084	1,161	1,186	1,242	1,396	1,675
退職金(5%)上乗せ後	981	1,139	1,220	1,246	1,305	1,466	1,759
地域調整(鹿児島) 88.7	960	1,114	1,194	1,219	1,277	1,435	1,721
退職金(5%)上乗せ後	1,008	1,170	1,254	1,280	1,341	1,507	1,808

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額との対応関係は次の通りとする

勤続年数	対応関係
0年 ～ 5年	0年
6年 ～ 10年	1年
11年 ～ 15年	2年
16年 ～ 20年	3年
21年 ～ 25年	5年
26年 ～ 30年	10年
31年 ～	20年

※60歳以上の有期雇用契約者は、60歳定年到達時の勤続年数を適用する

(別表2)

同種の業務（その他自動車運転）に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
（基本給及び賞与等の関係）

（ 令和6年8月27日付 職発0827第1号 厚生労働省職業安定局長通達 別添2を使用 ）

(円)							
08399 その他自動車運転	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	基準値(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
	1,282	1,487	1,594	1,628	1,705	1,915	2,299
地域調整(福岡) 95.9	1,230	1,427	1,529	1,562	1,636	1,837	2,205
退職金(5%)上乗せ後	1,292	1,499	1,606	1,641	1,718	1,929	2,316
地域調整(佐賀) 88.5	1,135	1,316	1,411	1,441	1,509	1,695	2,035
退職金(5%)上乗せ後	1,192	1,382	1,482	1,514	1,585	1,780	2,137
地域調整(長崎) 86.7	1,112	1,290	1,382	1,412	1,479	1,661	1,994
退職金(5%)上乗せ後	1,168	1,355	1,452	1,483	1,553	1,745	2,094
地域調整(大分) 90.5	1,161	1,346	1,443	1,474	1,544	1,734	2,081
退職金(5%)上乗せ後	1,220	1,414	1,516	1,548	1,622	1,821	2,186
地域調整(熊本) 89.6	1,149	1,333	1,429	1,459	1,528	1,716	2,060
退職金(5%)上乗せ後	1,207	1,400	1,501	1,532	1,605	1,802	2,163
地域調整(宮崎) 86.3	1,107	1,284	1,376	1,405	1,472	1,653	1,985
退職金(5%)上乗せ後	1,163	1,349	1,445	1,476	1,546	1,736	2,085
地域調整(鹿児島) 88.7	1,138	1,319	1,414	1,445	1,513	1,699	2,040
退職金(5%)上乗せ後	1,195	1,385	1,485	1,518	1,589	1,784	2,142

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額との対応関係は次の通りとする

勤続年数	対応関係
0年 ～ 5年	0年
6年 ～ 10年	1年
11年 ～ 15年	2年
16年 ～ 20年	3年
21年 ～ 25年	5年
26年 ～ 30年	10年
31年 ～	20年

※60歳以上の有期雇用契約者は、60歳定年到達時の勤続年数を適用する

(別表3)

同種の業務（自動車整備）に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
（基本給及び賞与等の関係）

（ 令和6年8月27日付 職発0827第1号 厚生労働省職業安定局長通達 別添2を使用 ）

07503		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
自動車整備工	基準値(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
	1,175	1,363	1,461	1,492	1,563	1,755	2,107
地域調整(熊本) 89.6	1,053	1,222	1,310	1,337	1,401	1,573	1,888
退職金(5%)上乗せ後	1,106	1,284	1,376	1,404	1,472	1,652	1,983

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額との対応関係は次の通りとする

勤続年数	対応関係
0年 ～ 5年	0年
6年 ～ 10年	1年
11年 ～ 15年	2年
16年 ～ 20年	3年
21年 ～ 25年	5年
26年 ～ 30年	10年
31年 ～	20年

※60歳以上の有期雇用契約者は、60歳定年到達時の勤続年数を適用する

(別表)

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
（基本給及び賞与等の関係）

（ 令和6年8月27日付 職発0827第1号 厚生労働省職業安定局長通達 別添2を使用 ）
(円)

勤続年数 (年)	職 種		
	03401	08399	07503
	一般事務	自動車整備	その他自動車運転
0 ～ 5	1,082	1,175	1,282
6 ～ 10	1,255	1,363	1,487
11 ～ 15	1,345	1,461	1,594
16 ～ 20	1,374	1,492	1,628
21 ～ 25	1,439	1,563	1,705
26 ～ 30	1,617	1,755	1,915
31 ～	1,940	2,107	2,299

※60歳以上の有期雇用契約者は、60歳定年到達時の勤続年数を適用する